

平成 25 年 7 月 22 日
沖縄電力株式会社

再生可能エネルギー発電設備接続に係る 託送供給約款以外の供給条件の承認について

当社は、本日、経済産業大臣より以下の託送供給約款以外の供給条件について、承認を受けましたので、お知らせいたします。

◆ 託送供給約款以外の供給条件

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、再エネ特措法）の施行および電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの一部改正を受け、次のとおり取り扱うことといたします。

1. 損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

当社の給電指令により、発電の制限または中止した際の発電者の損害について、再エネ特措法にもとづき補償を行うことを決めました。

2. 工事費負担金についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

再エネ特措法の対象となる発電設備の接続にともない、上位系統の増強等が必要な場合、その工事費をご負担いただけるときは、当該発電設備を接続できることを決めました。

3. 高圧受電または低圧受電についての特別措置

平成 24 年 7 月 1 日実施の高圧受電または低圧受電についての特別措置について、上記 1、2 の内容を追加し、本日、承認を受けました。

また、当社配電用変電所の変圧器の逆潮流が可能となる必要な対策工事に係る費用負担についても、明確化しました。

※ 上記の規定(PDF)については、こちらをご参照ください。

URL (http://www.okiden.co.jp/business/free/fre_dl.html)

以 上